

奈良市公報

号外第6号

平成23年3月17日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告示

- 放置自転車等の保管…………… 1
- 奈良市観光センター及び奈良市猿沢観光案内所の休館…………… 1
- 指定管理者の指定（2件）…………… 2
- 土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出…………… 2
- 放置自転車等の保管…………… 2
- 町の区域の変更…………… 2
- 街区の区域等の変更…………… 3
- 平成23年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領…………… 3
- 平成23年度奈良市物品購入等入札参加資格審査申請要領…………… 6
- 放置自転車等の保管（2件）…………… 8
- 森林整備計画変更計画の公衆縦覧…………… 8
- 開発行為に関する工事の完了…………… 8
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 9
- 平成22年度市・県民税納税通知書の公示送達…………… 9
- あやめ池土地区画整理事業の事業計画の変更の認可…………… 9
- 公 営 企 業**
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市水道局企業職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程…………… 10
- 平成23年度奈良市水道局建設工事等入札参加資格審査申請要領…………… 11
- 平成23年度奈良市水道局物品購入等指名競争入札参加資格審査申請要領…………… 13
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定…………… 15
- 奈良市水道局文書取扱規程の一部を改正する規程…………… 15
- 教 育 委 員 会**
- 奈良市立小学校通学区域の一部改正…………… 16

告示

奈良市告示第625号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年12月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年12月16日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表
（平成22年12月16日掲示済）

奈良市告示第626号

奈良市観光センター条例（昭和59年奈良市条例第14号）第3条の4第2項及び奈良市観光案内所規則（平成21年奈良市規則第60号）第5条ただし書の規定により次のとおり休館します。

平成22年12月16日

奈良市長 仲川元庸

施設名	休館日
奈良市観光センター	平成22年12月30日
奈良市猿沢観光案内所	～平成23年1月3日

（平成22年12月16日掲示済）

奈良市告示第627号

奈良市ならまち格子の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成22年12月16日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市元興寺町44番地
奈良市ならまち格子の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市東寺林町38番地
ならまち格子の家指定管理者コンソーシアム
財団法人ならまち振興財団
理事長 福井 重忠
- 3 指定管理者の指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市ならまち格子の家条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 奈良市ならまち格子の家の利用制限に関する事。
 - (3) 奈良市ならまち格子の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。

(平成22年12月16日揭示済)

奈良市告示第628号

奈良市針テラス情報館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成22年12月16日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市針町345番地
奈良市針テラス情報館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市都祁白石町1133番地
財団法人奈良市都祁地域振興財団
理事長 福井 重忠
- 3 指定管理者の指定の期間
平成23年4月1日から平成26年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市針テラス情報館条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 奈良市針テラス情報館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 奈良市針テラス情報館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。

(平成22年12月16日揭示済)

奈良市告示第629号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、近畿日本鉄道株式会社から次のとおり、あやめ池土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項により公告します。

平成22年12月17日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 換地処分の年月日
平成22年12月2日
- 2 換地処分の内容
平成22年12月1日付け奈良市指令整都区認第22-3号をもって認可した換地計画のとおり
- 3 町の区域の変更

他の町を編入する町	他の町に編入される町
あやめ池北一丁目	あやめ池北二丁目（一部） あやめ池南二丁目（一部）
あやめ池北二丁目	あやめ池北一丁目（一部） あやめ池北三丁目（一部）
あやめ池北三丁目	あやめ池北一丁目（一部）

(平成22年12月17日揭示済)

奈良市告示第630号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年12月17日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年12月17日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成22年12月17日揭示済)

奈良市告示第631号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成22年12月18日から、本市内の区域のうち町の区域を別表のとおり変更します。

なお、別表の関係区域は、別図1の1（変更前）及び別図2の1（変更後）並びに別図1の2（変更前）及び別図2の2（変更後）のとおりです。

平成22年12月17日

奈良市長 仲川 元 庸

別表

他の町を編入する町	他の町に編入される町	編入される区域
あやめ池北一丁目	あやめ池北二丁目(一部)	あやめ池北二丁目1169の13の一部及び1169の15の一部並びにこれらの区域に隣接する道路である市有地の全部
	あやめ池南二丁目(一部)	あやめ池南二丁目1405の3
あやめ池北二丁目	あやめ池北一丁目(一部)	あやめ池北一丁目1060の3の一部、1060の7の一部、1060の9の一部、1060の15、1188の1の一部、1188の2、1192の1の一部、1192の2の一部、1196の1の一部、1196の4、1213の一部及び1237の2並びにこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の全部
	あやめ池北三丁目(一部)	あやめ池北三丁目1151の1、1151の2の一部及び1151の4の一部並びにこれらの区域に介在する道路である市有地の全部
あやめ池北三丁目	あやめ池北一丁目(一部)	あやめ池北一丁目1060の3の一部、1060の7の一部、1060の8、1060の9の一部、1060の11から1060の13まで、1060の16、1060の17、1060の18の一部、1355の15から1355の17まで、1355の19から1355の25まで、1355の30、1355の37、1355の38、1355の39の一部、1355の40の一部、1355の42、1355の43、1426の2から1426の4まで、1432の6、1432の35から1432の38まで、1433の1、1433の3及び1433の4
朝日町一丁目	あやめ池北一丁目(一部)	あやめ池北一丁目1250の4
	学園朝日元町一丁目(一部)	学園朝日元町一丁目410の1及び410の11から410の74まで

別図1の1、別図1の2、別図2の1及び別図2の2省略
(平成22年12月17日揭示済)

奈良市告示第632号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第2条の規定により、街区の区域及び街区符号を次の

とおり変更します。

平成22年12月17日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更の年月日
平成22年12月18日
- 2 街区の区域及び街区符号
(1) あやめ池北一丁目、あやめ池北二丁目、あやめ池北三丁目及びあやめ池南二丁目の各一部
別図1を別図2に示すとおり変更します。
別図1及び別図2省略
(平成22年12月17日揭示済)

奈良市告示第633号

平成23年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領を次のように定める。

平成22年12月20日

奈良市長 仲川元庸

平成23年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第2項の規定により、平成23・24年度において、奈良市が発注する建設工事、測量及び建設コンサルタント等の競争入札に参加する者に必要な資格及び申請方法を定めたので、競争入札に参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。

市外業者(市内に建設業法等に基づく本店及び支店等を有しない者)については、今回は基準年受付となり、平成23・24年度の2年間の有効期間となります。なお、市内業者(市内に建設業法等に基づく本店を有する者)及び準市内業者(市内に建設業法等に基づく支店等を有する者)については、追加年受付となり、平成23年度のみ有効期間となります。対象は、新規に申請される方及び平成22年2月に申請されなかった方です。

- 1 入札参加者の資格
 - (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (2) 平成21・22年度分の市県民税(法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成22年度分が確定していない場合は、平成20・21年度分)及び固定資産税に係る滞納がないこと。
 - (3) 平成21・22年度分の国民健康保険料の滞納がないこと。
 - (4) 平成21年4月～平成22年9月分の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
- 2 受付期間 平成23年2月15日(火)から同月28日(月)まで(土・日曜日を除く)
※送付分については、平成23年2月1日(火)から受付します。
- 3 受付時間 午前9時30分～正午、午後1時30分～午後4時
- 4 受付場所 奈良市役所庁舎北棟4階 第18会議室

〈問い合わせ先〉奈良市総務部契約室契約課

電話番号 0742-34-4743

- 5 申請方法 送付受付または持参としますが、準市内業者及び市外業者は可能な限り送付申請してください。

(送付受付は2月28日までの消印・受付有効とします。後日、入札参加資格審査申請書の受領書を送付しますので、80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。)

- 6 送付先 〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所総務部契約室契約課工事入札担当
- 7 登録有効期間 (1) 市外業者
2年間(平成23・24年度)
(2) 市内業者・準市内業者
1年間(平成23年度)

- 8 有資格者の決定
資格審査の結果、その内容が適正であると認められたものを有資格者と決定します。

- 9 その他留意事項
- (1) 申請書の添付書類が不足している場合及び記載内容が確認できない場合には受付しません。十分精査のうえ、期日までに提出してください。
- (2) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、入札参加資格を取り消す場合があります。
- (3) 新規に申請された方は、原則として1年間は入札参加を留保いたします。
- (4) 各証明書及び謄本は、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。
- (5) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合はその都度、総務部契約室契約課に変更届を提出してください。
- (6) 提出書類はひもとじ又はファイルとじにして提出してください。(各項目ごとにインデックスを貼付・番号を記載)

- (7) 提出書類以外に必要なに応じて審査に必要な書類を提出していただく場合があります。

- 10 提出書類
次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。

- (1) 建設業者
建設業法第3条第1項の規定する建設業者で、かつ経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(平成21年10月1日から平成22年9月30日の間に審査基準日を有するもの)を受けている者

〈市内業者〉(市内に建設業法に基づく本店を有する者)

- ① 入札参加資格審査申請書(第1号様式)
*平成20年度より、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を受審した9業種(土木工、建築工、とび・土工、電気工、管工、舗装工、塗装工、防水工、造園工)は、最大3業種まで

の申請となっています。

- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)(平成21年10月1日から平成22年9月30日の間に審査基準日を有するもの)
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿(写し)
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書(写し)
- ⑤ 建設業許可通知書(写し)
- ⑥ 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3か月以内のもの)
- ⑦ 商業登記履歴事項全部証明書(写し)(法人のみ)
- ⑧ 納税証明書(写し)
・法人 平成21・22年度分の法人市民税(ただし、入札参加資格審査申請時において平成22年度分が確定していない場合は、平成20・21年度分)及び固定資産税に係るもの
・個人 平成21・22年度分の市県民税及び固定資産税に係るもの
- ⑨ 国民健康保険納付証明書(写し)(個人業者のみで平成21・22年度分に係るもの)
- ⑩ 水道料金・下水道使用料納付証明書(写し)(該当者のみで平成21年4月～平成22年9月分に係るもの)
- ⑪ 障害者雇用状況報告書(写し)(法律により提出が義務づけられているとき)
- ⑫ 労働保険料納付済証明書(雇用・労災)(写し)(直近のもの)又は誓約書(第5号様式)
- ※ 官公需適格組合(事業協同組合の場合)については、上記のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿(組合員の商号又は名称、住所、電話番号及び組合における役職名が記載されているもの)及び審査対象とする組合員の②に掲げる書面を提出してください。

〈準市内業者〉(市内に建設業法に基づく支店等を有する者)

- ① 入札参加資格審査申請書(第2号様式)
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)(平成21年10月1日から平成22年9月30日の間に審査基準日を有するもの)
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿(写し)
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書(写し)
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可通知書及び建設業許可申請書別表(写し)[役員名・営業所・当該支店又は営業所の有する許可業種を明らかにする部分]
- ⑦ 委任状(原本)(支店等に権限を委任する場合に限る)
- ⑧ 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3か月以内のもの)

- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書(写し)(法人のみ)
- ⑩ 納税証明書(写し)
 - ・法人 平成21・22年度分の法人市民税(ただし、入札参加資格審査申請時において平成22年度分が確定していない場合は、平成20・21年度分)及び固定資産税に係るもの
 - ・個人 平成21・22年度分の市県民税及び固定資産税に係るもの
- ⑪ 水道料金・下水道使用料納付証明書(写し)(該当者のみで平成21年4月～平成22年9月分に係るもの)
- ⑫ 障害者雇用状況報告書(写し)(法律により提出が義務づけられているとき)
- ⑬ 労働保険料納付済証明書(雇用・労災)(写し)(直近のもの)又は誓約書(第5号様式)

〈市外業者〉(市内に建設業法に基づく本店及び支店等を有しない者)

- ① 入札参加資格審査申請書(第2号様式)
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)(平成21年10月1日から平成22年9月30日の間に審査基準日を有するもの)
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿(写し)
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書(写し)
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可通知書及び建設業許可申請書別表(写し)[役員名・営業所・当該支店又は営業所の有する許可業種を明らかにする部分]
- ⑦ 委任状(原本)(支店等に権限を委任する場合に限る)
- ⑧ 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3か月以内のもの)
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書(写し)(法人のみ)
- ⑩ 法人税(個人業者の場合は所得税)に係る納税証明書(写し)(e-tax電子納税証明書 可 F D又はC Dで提出)
 - ・法人(その3)又は(その3の3)様式
 - ・個人(その3)又は(その3の2)様式
- ⑪ 障害者雇用状況報告書(写し)(法律により提出が義務づけられているとき)
- ⑫ 労働保険料納付済証明書(雇用・労災)(写し)(直近のもの)又は誓約書(第5号様式)
- ※ 税務署での納税証明申請手続きについては、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

(2) 測量・建設コンサルタント等

- 1. 建設コンサルタント業者(建設コンサルタント登録規程による登録業者)
- 2. 測量業者(測量法による登録業者)

- 3. 建築設計業者(建築士法による登録業者)
- 4. 地質調査業者(地質調査業者登録規程による登録業者)
- 5. 補償コンサルタント業者(補償コンサルタント登録規程による登録業者)
- 6. その他(1～5以外で調査業務等について営業する者)

〈市内業者・準市内業者・市外業者共通〉

- ① 入札参加資格審査申請書(第3号様式の1・第3号様式の2)
- ② 業態調査(業態調査に記載のない業務については、余白に記入してください。)
- ③ 技術職員名簿
- ④ 営業に関し法律上必要とする登録の証明書(写し)
- ⑤ 財務諸表(直近1年度分)
 - なお、建設コンサルタント業者、地質調査業者及び補償コンサルタント業者にあつては、現況報告書を必ず提出すること。
- ⑥ 営業所一覧表
- ⑦ 委任状(原本)(支店等に権限を委任する場合に限る)
- ⑧ 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3か月以内のもの)
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書(写し)(法人のみ)
- ⑩ 納税証明書(写し)
 - ・市内業者及び準市内業者
 - 法人 平成21・22年度分の法人市民税(ただし、入札参加資格審査申請時において平成22年度分が確定していない場合は、平成20・21年度分)及び固定資産税に係るもの
 - 個人 平成21・22年度分の市県民税及び固定資産税に係るもの
 - ・市外業者
 - 法人税(個人業者の場合は所得税)に係る納税証明書(写し)(e-tax電子納税証明書 可 F D又はC Dで提出)
 - 法人 (その3)又は(その3の3)様式
 - 個人 (その3)又は(その3の2)様式
- ⑪ 国民健康保険納付証明書(写し)(市内個人業者のみ・平成21・22年度分に係るもの)
- ⑫ 水道料金・下水道使用料納付証明書(写し)(該当者のみで平成21年4月～平成22年9月分に係るもの)(市内及び準市内業者のみ)
- ⑬ 障害者雇用状況報告書(写し)(法律により提出が義務づけられているとき)
- ⑭ 労働保険料納付済証明書(雇用・労災)(写し)(直近のもの)又は誓約書(第5号様式)
- ※ 税務署での納税証明申請手続きについては、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

(3) 建設工事関係の物品供給業者

- ① 入札参加資格審査申請書（第4号様式）
 - ② 取扱品目一覧表
 - ③ 年間平均取扱高・製造高（販売・納入先等実績）、経営規模（自己資本金、職員数、営業年数）等を示す書類
 - ④ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3か月以内のもの）
 - ⑤ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
 - ⑥ 納税証明書（写し）
 - ・市内業者及び準市内業者
法人 平成21・22年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成22年度分が確定していない場合は、平成20・21年度分）及び固定資産税に係るもの
個人 平成21・22年度分の市民税及び固定資産税に係るもの
 - ・市外業者
法人税（個人業者の場合は所得税）に係る納税証明書（写し）
法人（その3）又は（その3の3）様式
個人（その3）又は（その3の2）様式
 - ⑦ 国民健康保険納付証明書（写し）（市内個人業者のみ・平成21・22年度分に係るもの）
 - ⑧ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（該当者のみで平成21年4月～平成22年9月分に係るもの）（市内及び準市内業者のみ）
 - ⑨ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務づけられているとき）
 - ⑩ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（直近のもの）又は誓約書（第5号様式）
- ※ 税務署での納税証明申請手続きについては、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で確認してください。

様式省略

(平成22年12月20日揭示済)

奈良市告示第634号

平成23年度奈良市物品購入等入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成22年12月20日

奈良市長 仲川 元庸

平成23年度奈良市物品購入等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により、平成23・24年度において、奈良市が発注する物品の製造の請負、物件の買入れその他市長が定める契約等の入札に参加する者に必要な資格及び申請方法を定めたので、入札に参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書（物品購入等）を提出してください。

- 1 入札（見積り）に参加する者に必要な資格
 - (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (2) 平成21・22年度分の市・県民税（法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成22年度分が確定していない場合、平成20・21年度分）及び固定資産税に係る滞納がないこと。
 - (3) 平成21・22年度分の国民健康保険料の滞納がないこと。
 - (4) 法令等の規定により営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する場合は、申請時において当該免許、許可、登録、認可等を受けていること。
 - (5) 申請者から提出された別表第1に掲げる提出書類の審査によりその内容が適正と認められること。
- 2 受付期間及び時間
 - (1) 受付期間
平成23年2月15日（火）～平成23年2月28日（月）
（土・日曜日を除く。）
 - (2) 受付時間
午前9時30分～正午、午後1時30分～午後4時
- 3 受付場所及び申請方法
 - (1) 受付場所 奈良市役所庁舎北棟4階 第18会議室
〈問い合わせ先〉
奈良市総務部契約室契約課
TEL 0742-34-4743
 - (2) 申請方法 送付または持参受付とします。
（市内業者の方は持参受付のみになります。また、市外業者は可能な限り送付申請してください。）
（送付受付は2月1日から2月28日までの消印、受付有効とします。）
（後日、入札参加資格審査申請書の受領書を送付しますので、連絡先・担当者名を明記し、80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。）
- 4 送付先
〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所総務部契約室契約課 物品入札担当
- 5 登録有効期間
2年間（平成23年4月1日～平成25年3月31日）
- 6 その他留意事項
 - (1) 新規に申請された方は、原則として1年間は入札参加を留保します。
 - (2) 入札参加資格申請書一式は、奈良市ホームページに掲載されます。又、ホームページをご覧になれない方については、総務部契約室契約課窓口にあります（平成23年1月以降）が、送付でのお取り寄せはできません。
 - (3) 提出書類はクリアフォルダー（A4 透明）に入れて提出してください。
 - (4) 継続の登録において会社名が変更（合併等）の場合は、旧名称を記載してください。

別表第1

提出書類

番号	書類の名称	法人	個人	記載要領及び書類の説明
1	入札参加資格審査申請書（物品購入等） （第1号様式）	○	○	入札参加希望種目は別表第2の取扱種目一覧表より1種目を選択し記入してください。
2	入札参加資格審査申請調書 （第2号様式の1） （第2号様式の2）	○	○	
3	契約実績調書 （第3号様式）	○	○	過去2年間の官公庁及び民間での契約実績について、詳細に記入してください。
4	資格（技術）者等調書 （第4号様式の1） （第4号様式の2）	○	○	営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する業者の方は、その免許等の写しを必ず添付してください。
	例－警備業法による認定・営業所設置届出・業務開始の届出、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事業の登録・院内清掃認定書等、消防設備士免状甲乙・点検資格者免状、電気工事士免状、毒物劇物一般販売登録票等の写しを必ず添付してください。			
5	使用印鑑届 （第5号様式）	○	○	奈良市との契約に際し、使用する印鑑を押印してください。
6	委任状 （第6号様式）	△		権限を代理人（支店長・営業所長等）に委任する場合 （注）委任事項を限定するときは委任事項の内容で委任しない事項を抹消し、訂正印を押してください。また、追加事項があれば追加してください。
7	入札参加資格審査申請書受領書 （第7号様式）	○	○	住所・商号又は名称・代表者氏名を記入してください。
8	印鑑証明書（原本）	○	○	法人・・・法務局 個人・・・市町村
9	商業登記履歴事項全部証明書（写し可）	○		法務局が証明するもの。
10	納税証明書（写し可） *市内業者（本市に納税義務を有する者又は市外業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。） ・市・県民税（法人市民税） （最近2箇年分） ・固定資産税 （最近2箇年分） *市外業者（国税） 個人・・・所得稅 （その3又はその3の2） 法人・・・法人稅 （その3又はその3の3）	○	○	個人・法人 平成21・22年度分の市・県民税（法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成22年度分が確定していない場合は平成20・21年度分）及び固定資産税 （市民税課で証明） （税務署で証明） e-tax電子納税証明書 可 （FD若しくはCDで提出）
	納付証明書（写し可） *本市の国民健康保険料を賦課された者 ・国民健康保険料 （最近2箇年分）		○	個人 平成21・22年度分の国民健康保険料（平成22年度分は、証明願申請日までに納期限の到来しているもの） （国保年金課で証明）

- (注)
- 印は、各業者の方が必ず提出するもの。
 - △印は、必要な業者の方のみが提出するもの。
 - 番号9・10の書類については、複写を認めます。

留意事項

- 1 申請書等の記載内容を確認できない場合、又は提出書類が不足している場合には受付できません。
- 2 この登録制度について、審査後は業者名簿に登録されますが、直ちに発注があるという制度ではありません。なお新規に登録された方は、当初1年間は入札参加を留保します。
- 3 提出書類の内容と事実が相違していることが後日に判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。
- 4 各証明書及び謄本は、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。
- 5 使用印鑑届は、実印でなくてもよいが、入札及び見積りの参加並びに契約の締結、代金の請求・受領等に使用することとなるので十分留意してください。
- 6 書類を訂正する場合がありますので、できれば実印又は使用印鑑を持参してください。
- 7 納税証明書の申請には、印鑑（法人の場合には法人印）、納税義務者以外の者が申請をする場合には、納税義務者からの委任状が必要です。なお、納付証明書（市内個人業者のみ）の申請についても同様の手続きが必要です。
- 8 提出していただいた入札参加資格審査申請書類は、奈良市情報公開条例に基づき、開示請求があった場合は、開示の対象となります。

別表第2及び第1号様式から第7号様式まで省略
(平成22年12月20日揭示済)

奈良市告示第635号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年12月20日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年12月20日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成22年12月20日揭示済)

奈良市告示第636号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年12月21日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年12月21日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成22年12月21日揭示済)

奈良市告示第637号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により奈良市森林整備計画を変更したので、同法第10条の6第4項において準用する同法第10条の5第8項の規定により次のとおり公告し、当該森林整備計画変更計画を公衆の縦覧に供します。

平成22年12月22日

奈良市長 仲川元庸

閲覧場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所観光経済部農林課内

(平成22年12月22日揭示済)

奈良市告示第638号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の縦覧に供します。

平成22年12月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成22年11月9日 奈良市指令都整開 第10A-22号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成22年12月22日 第1241号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市菅原町641番3
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市菅原町491番地
西岡光雄

(平成22年12月22日揭示済)

奈良市告示第639号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成22年12月24日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成22年12月24日

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
佐紀幹線-148	奈良市二条町一丁目35-2	奈良市二条町一丁目35-4
五条幹線-223	奈良市五条三丁目903-4	奈良市五条三丁目903-1
大宮幹線-41	奈良市大安寺西三丁目185-15	奈良市大安寺西三丁目185-9
芝辻幹線-30	奈良市大宮町一丁目81-17	奈良市大宮町一丁目81-1
北永井幹線-335	奈良市出屋敷町61-1	奈良市出屋敷町192
帯解幹線-186	奈良市今市町730-2	奈良市柴屋町4-1
帯解幹線-187	奈良市山町18-4	奈良市山町16-14

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成22年12月24日揭示済)

奈良市告示第640号

平成22年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部税務室市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成22年12月24日

奈良市長 仲川元庸

1 この通知書の発送年月日	平成22年12月6日
2 送達を受けるべき者	別紙①のとおり

1 この通知書の発送年月日	平成22年6月14日
2 送達を受けるべき者	別紙②のとおり

別紙①及び別紙②省略

(平成22年12月24日揭示済)

奈良市告示第641号

土地地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定によりあやめ池土地地区画整理事業の事業計画の変更

公共下水道管理者 奈良市

奈良市長 仲川元庸

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成23年1月7日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市二条町一丁目、五条三丁目、大安寺西三丁目、大宮町一丁目、出屋敷町、今市町及び山町の各一部

(第5回)を認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成22年12月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 土地地区画整理事業の名称
あやめ池土地地区画整理事業
- 2 施行者の住所及び名称
住所 大阪市天王寺区上本町六丁目1番55号
名称 近畿日本鉄道株式会社
- 3 事業施行期間
平成20年2月29日から平成23年3月31日まで
- 4 施行地区
奈良市あやめ池北一丁目、あやめ池北二丁目及びあやめ池北三丁目の各一部
- 5 事務所の所在地
奈良県生駒市辻町763の1（近鉄不動産株式会社資産管理部内）
- 6 施行認可の年月日
平成20年2月29日
- 7 規準及び事業計画の変更（第1回）認可年月日
平成20年12月22日
- 8 事業計画の変更（第2回）認可年月日
平成21年10月27日
- 9 事業計画の変更（第3回）認可年月日
平成22年2月4日
- 10 事業計画の変更（第4回）認可年月日
平成22年9月29日
- 11 事業計画の変更（第5回）認可年月日
平成22年12月27日
- 12 事業年度
毎年4月1日より翌年3月31日まで

13 公告の方法

事務所の掲示板に掲示する。

(平成22年12月27日掲示済)

公 営 企 業

奈良市水道局管理規程第16号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市水道局企業職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年12月16日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市水道局企業職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市水道局企業職員の給与等に関する規程（平成10年奈良市水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「という。）には」の次に「、第4項に定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、「100分の70」を「100分の100以内」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「派遣職員の」、「本文」及び「当該」を削り、同条に次の8項を加える。

4 派遣職員の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等相当年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該派遣職員の給料及び扶養手当（当該派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下「外務公務員給与法」という。）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。）の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。）に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそ

れぞれに100分の100以内を乗じて得た額とする。

- 5 前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合を決定するに当たっては、決定された支給割合により支給されることとなる給与の年額が、外務公務員俸給等相当年額から報酬年額を減じた額（派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合にあっては、外務公務員俸給等相当年額）を超えてはならない。
 - 6 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、派遣職員が、奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年奈良市水道局管理規程第5号。以下「給与規程」という。）第3条第4項の規定により標準号給数（同条第5項に規定する基準において当該派遣職員に係る標準となる号給数をいう。）を昇給するものとする。
 - 7 第4項に規定する住居手当の年額は、当該派遣職員の派遣の日の前日の為替相場により、本邦の通貨に換算して計算するものとする。
 - 8 前項の規定は、派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が外国の通貨で定められている場合について準用する。
 - 9 条例第3条第1項の規定により派遣職員の派遣の期間が更新されたときは、当該派遣職員の当該更新の日以後の給与は、当該更新の日を派遣の日とみなして前5項の規定を適用して得た額とする。
 - 10 第4項又は前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、派遣職員の派遣の期間中において管理者が特に必要があると認めるときは、変更することができる。
 - 11 第4項及び前2項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、100分の1未満の端数があるものはならないものとする。
- 第3条を削る。
- 第4条中「前2条」を「前条」に改め、同条を第3条とする。
- 附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。
- （55歳を超える職員の外務公務員俸給等相当年額の算定の特例）
- 2 給与規程附則第13項に規定する特定職員についての第2条第6項の規定による外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、同規程附則第13項の規定の適用があるものとする。
- 附 則
（施行期日）
- 1 この規程は、公布の日から施行する。
（経過措置）
 - 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）から平成23年3月31日までの間に、新たに派遣される職員に係る当該新たに派遣された日におけるこの規程による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市水道局企業職員の給与等に関する規程（以下この項において「新規規程」という。）第2条第1項の規定による給

与の支給割合（以下この項において「新支給割合」という。）が、この日においてこの規程による改正前の外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市水道局企業職員の給与等に関する規程第2条第1項の規定を適用した場合におけるこの規定による給与の支給割合（以下この項において「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る新規規程第2条第1項の規定による給与の支給割合とする。

- (1) 施行日から平成23年9月30日まで 100分の100
- (2) 平成23年10月1日から平成24年9月30日まで 100分の70
- (3) 平成24年10月1日から平成25年9月30日まで 100分の40

(平成22年12月16日揭示済)

奈良市水道局告示第50号

平成23年度奈良市水道局建設工事等入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成22年12月20日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

平成23年度奈良市水道局建設工事等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により、平成23・24年度において、奈良市水道局が発注する建設工事、測量及び建設コンサルタント等の競争入札に参加する者に必要な資格及び申請方法等を定めたので、競争入札に参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。

市外業者（市内に建設業法等に基づく本店及び支店等を有しない者）については、今回は基準年受付となり、平成23・24年度の2年間の有効期間となります。なお、市内業者（市内に建設業法等に基づく本店を有する者）及び準市内業者（市内に建設業法等に基づく支店等を有する者）については、追加年受付となり、平成23年度のみ有効期間となります。対象は、新規に申請される方及び平成22年2月に申請されなかった方です。

1 入札参加者の資格

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成21・22年度分の市県民税（法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成22年度分が確定していない場合は、平成20・21年度分）及び固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 平成21・22年度分の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 平成21年4月～平成22年9月分の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

- 2 受付期間
平成23年2月15日（火）から同月28日（月）まで（日曜日・土曜日を除く）
※送付分については、平成23年2月1日（火）から受付します。
- 3 受付時間
午前9時30分～正午、午後1時30分～午後4時
- 4 受付場所
奈良市役所庁舎北棟4階 第18会議室
〈問い合わせ先〉奈良市水道局業務部経理課入札係
電話番号 0742-34-5200（代表）
- 5 申請方法
送付又は持参受付としますが、市外業者及び準市内業者は可能な限り送付申請してください。（送付受付は2月28日までの消印・受付有効とします。後日、入札参加資格審査申請書の受領書を送付しますので、連絡先・担当者名を明記し、80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。）
なお、市内業者は持参受付に限ります。
- 6 送付先
〒630-8001
奈良市法華寺町264番地1
奈良市水道局業務部経理課入札係
- 7 登録有効期間
(1) 市外業者 2年間（平成23・24年度）
(2) 市内業者・準市内業者 1年間（平成23年度）
- 8 有資格者の決定
資格審査の結果、その内容が適正であると認めたものを有資格者と決定します。
- 9 その他留意事項
(1) 申請書の添付書類が不足している場合及び記載内容が確認できない場合には受付しません。十分精査のうえ、期日までに提出してください。
(2) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、入札参加資格を取り消す場合があります。
(3) 新規に申請された方は、原則として1年間は入札参加を留保いたします。
(4) 各証明書及び謄本は、発行日から3箇月以内のものを提出してください。
(5) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合はその都度、業務部経理課に変更届を提出してください。
(6) 提出書類はひもとじ又はファイルとじにして提出してください。（各項目ごとにインデックスを貼付・番号を記載）
(7) 提出書類以外に必要なに応じて審査に必要な書類を提出していただく場合があります。
- 10 提出書類
次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。

(1) 建設業者

建設業法第3条第1項に規定する建設業者で、かつ
経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（平成
21年10月1日から平成22年9月30日の間に審査基準日
を有するもの）を受けている者

〈市外業者〉（市内に建設業法に基づく本店及び支店等を
有しない者）

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（国
土交通省（地方整備局等）様式）
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書
（写し）（平成21年10月1日から平成22年9月30日
の間に審査基準日を有するもの）
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿
（写し）
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書
（写し）
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可通知書及び建設業許可申請書別表
（写し）{役員名・営業所・当該支店等又は営業所の
有する許可業種を明らかにする部分}
- ⑦ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に
限る）
- ⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から
3箇月以内のもの）
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑩ 法人税（個人業者の場合は所得税）に係る納税
証明書（写し）

（e-tax電子納税証明書 可 FD又はCDで提
出）

- ・法人（その3）又は（その3の3）様式
- ・個人（その3）又は（その3の2）様式

- ⑪ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出
が義務づけられているとき）
- ⑫ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）
（直近のもの）又は誓約書

※ 税務署での納税証明申請手続きについては、国
税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で
確認してください。

〈市内業者〉（市内に建設業法に基づく本店を有する者）

- ① 建設工事入札参加資格審査申請書（奈良市水道
局の様式）
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書
（写し）（平成21年10月1日から平成22年9月30日
の間に審査基準日を有するもの）
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿
（写し）
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書
（写し）
- ⑤ 建設業許可通知書（写し）

- ⑥ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から
3箇月以内のもの）
 - ⑦ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
 - ⑧ 納税証明書（写し）
 - ・法人 平成21・22年度分の法人市民税（た
だし、入札参加資格審査申請時において平
成22年度分が確定していない場合は、平
成20・21年度分）及び固定資産税に係る
もの
 - ・個人 平成21・22年度分の市県民税及び固定
資産税に係るもの
 - ⑨ 国民健康保険納付証明書（写し）（個人業者のみ
で平成21・22年度分に係るもの）
 - ⑩ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（該
当者のみで平成21年4月～平成22年9月分に係る
もの）
 - ⑪ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出
が義務づけられているとき）
 - ⑫ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）
（直近のもの）又は誓約書
- ※ 官公需適格組合（事業協同組合の場合）につい
ては、上記のほか、官公需適格組合の証明を受け
ていることを明らかにする書面、組合員名簿（組
合員の商号又は名称、住所、電話番号及び組合に
おける役職名が記載されているもの）及び審査対
象とする組合員の②に掲げる書面を提出してくだ
さい。

〈準市内業者〉（市内に建設業法に基づく支店等を有する
者）

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（国
土交通省（地方整備局等）様式）
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書
（写し）（平成21年10月1日から平成22年9月30日
の間に審査基準日を有するもの）
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿
（写し）
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書
（写し）
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可通知書及び建設業許可申請書別表
（写し）{役員名・営業所・当該支店等又は営業所
の有する許可業種を明らかにする部分}
- ⑦ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に
限る）
- ⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から
3箇月以内のもの）
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑩ 納税証明書（写し）
 - ・法人 平成21・22年度分の法人市民税（た
だし、入札参加資格審査申請時において平
成22年度分が確定していない場合は、平
成20・21年度分）及び固定資産税に係る
もの

- ・個人 平成21・22年度分の市県民税及び固定資産税に係るもの
- ⑪ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（該当者のみで平成21年4月～平成22年9月分に係るもの）
- ⑫ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務づけられているとき）
- ⑬ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（直近のもの）又は誓約書

(2) 測量・建設コンサルタント等

- 1 建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程による登録業者）
- 2 測量業者（測量法による登録業者）
- 3 建築設計業者（建築士法による登録業者）
- 4 地質調査業者（地質調査業者登録規程による登録業者）
- 5 補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程による登録業者）
- 6 その他（1～5以外で調査業務等について営業する者）

〈市外業者・市内業者・準市内業者共通〉

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（国土交通省（地方整備局）様式）
- ② 業態調書（業態調書に記載のない業務については、余白に記入してください。）
- ③ 技術職員名簿
- ④ 営業に関し法律上必要とする登録の証明書（写し）
- ⑤ 財務諸表（直近1年度分）
なお、建設コンサルタント業者、地質調査業者及び補償コンサルタント業者にあつては、現況報告書を必ず提出すること。
- ⑥ 営業所一覧表
- ⑦ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る）
- ⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの）
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑩ 納税証明書（写し）
 - ・市外業者
法人税（個人業者の場合は所得税）に係る納税証明書（写し）
（e-tax電子納税証明書 可 FD又はCDで提出）
法人（その3）又は（その3の3）様式
個人（その3）又は（その3の2）様式
 - ・市内業者及び準市内業者
法人 平成21・22年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成22年度分が確定していない場合は、平成20・21年度分）及び固定資産税に係るもの

- 個人 平成21・22年度分の市県民税及び固定資産税に係るもの
 - ⑪ 国民健康保険納付証明書（写し）（市内個人業者のみ・平成21・22年度分に係るもの）
 - ⑫ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（該当者のみで平成21年4月～平成22年9月分に係るもの）（市内及び準市内業者のみ）
 - ⑬ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務づけられているとき）
 - ⑭ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（直近のもの）又は誓約書
- ※ 税務署での納税照明申請手続きについては、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で確認してください。

申請書等省略

（平成22年12月20日揭示済）

奈良市水道局告示第51号

平成23年度奈良市水道局物品購入等指名競争入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成22年12月20日

奈良市水道事業管理者
福村 圭司

平成23年度奈良市水道局物品購入等指名競争入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により、平成23・24年度において、奈良市水道局が発注する物品の製造の請負、物件の買入れその他奈良市水道事業管理者が定める契約等の指名競争入札に参加する者に必要な資格及び申請方法を定めたので、指名競争入札に参加しようとする方は、以下の要領により指名競争入札参加資格審査申請書（物品購入等）を提出してください。

- 1 指名競争入札（見積り）に参加する者に必要な資格
 - (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (2) 平成21・22年度分の市県民税（法人市民税にあつては、入札参加資格審査申請時において平成22年度分が確定していない場合は、平成20・21年度分）及び固定資産税に係る滞納がないこと。
 - (3) 平成21・22年度分の国民健康保険料の滞納額がないこと。（市内個人業者）
 - (4) 法令等の規定により営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する場合は、申請時において当該免許、許可、登録、認可等を受けていること。
 - (5) 申請者から提出された別表第1に掲げる提出書類の審査により、その内容が適正と認められること。
- 2 受付期間及び時間
 - (1) 受付期間
平成23年2月15日（火）から同月28日（月）まで（日曜日・土曜日を除く）

<p>(2) 受付時間 午前 9 時30分～正午、午後 1 時30分～午後 4 時</p> <p>3 受付場所及び申請方法</p> <p>(1) 受付場所 奈良市役所庁舎北棟 4 階 第18会議室 <問い合わせ先>奈良市水道局業務部経理課 電話番号 0742-34-5200 (代表)</p> <p>(2) 申請方法 送付又は持参受付とします。 (市内業者の方は持参受付のみになります。また、市外業者および準市内業者は可能な限り送付申請してください。) (送付受付は 2 月 1 日から 2 月28日までの消印・受付有効とします。) (後日、指名競争入札参加資格審査申請書の受領書を送付しますので、連絡先・担当者名を明記し、<u>80 円切手貼付の返信用封筒を同封してください。</u>)</p> <p>4 送付先</p>	<p>〒630-8001 奈良市法華寺町264番地 1 奈良市水道局業務部経理課入札係</p> <p>5 登録有効期間 2 年間 (平成23年 4 月 1 日～平成25年 3 月31日)</p> <p>6 その他留意事項</p> <p>(1) <u>新規に申請された方は、原則として 1 年間は入札参加を留保します。</u></p> <p>(2) 入札参加資格審査申請書一式は、奈良市水道局ホームページに掲載します。また、ホームページをご覧になれない方については、業務部経理課窓口にあります (平成23年 1 月以降) が、送付でのお取り寄せはできません。</p> <p>(3) 提出書類はひもとじ又はファイルとじにして提出してください。<u>(各項目ごとにインデックスを貼付・番号を記載)</u></p> <p>(4) 継続の登録において会社名が変更 (合併等) の場合は、旧名称を記載してください。</p>
---	---

別表第 1

提出書類

番号	書類の名称	法人	個人	記載要領及び書類の説明
1	指名競争入札参加資格審査申請書 (物品購入等) (様式第 1 号)	○	○	入札参加希望種目は別表第 2 の取扱種目一覧表より 1 種目を選択し記入してください。
2	指名競争入札参加資格審査申請調書 (様式第 2 号-1) (様式第 2 号-2)	○	○	
3	契約実績調書・取扱種目 (様式第 3 号-1) (様式第 3 号-2)	○	○	過去 2 年間の官公庁及び民間での契約実績について、詳細に記入してください。
4	資格 (技術) 者等調書 (様式第 4 号-1) (様式第 4 号-2)	○	○	営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する業者の方は、その免許等の写しを必ず添付してください。
	例-警備業法による認定・営業所設置届出・業務開始の届出、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事業の登録・院内清掃認定書等、消防設備士免状甲乙・点検資格者免状、電気工事士免状、毒物劇物一般販売登録票等の写しを必ず添付してください。			
5	使用印鑑届 (様式第 5 号)	○	○	奈良市水道局との契約に際し、使用する印鑑を押印してください。
6	委任状 (第 6 号様式)	△		権限を代理人 (支店長・営業所長等) に委任する場合 (注) 委任事項を限定するときは委任事項の内容で委任しない事項を抹消し、訂正印を押してください。また、追加事項があれば加えてください。
7	指名競争入札参加資格審査申請書受領書 (様式第 7 号)	○	○	住所・商号又は名称・代表者氏名を記入してください。
8	印鑑証明書 (原本)	○	○	法人・・・法務局 個人・・・市町村

9	商業登記履歴事項全部証明書（写し可）	○		法務局が証明するもの。
10	納税証明書（写し可） * 市内業者（本市に納税義務を有する者又は市外業者で市内に支店・営業所を有するものを含む） ・ 市県民税（法人市民税） （最近2箇年分） ・ 固定資産税 （最近2箇年分） * 市外業者（国税） 個人・・・所得税 （その3又はその3の2） 法人・・・法人税 （その3又はその3の3）	○	○	個人・法人 平成21・22年度分の市県民税 （法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成22年度分が確定していない場合は、平成20・21年度分）及び固定資産税（市民税課で証明） （税務署で証明） e-tax電子納税証明書 可 （FD又はCDで提出）
	納付証明書（写し可） * 本市の国民健康保険料を賦課された者 ・ 国民健康保険料 （最近2箇年分）		○	個人 平成21・22年度分の国民健康保険料（平成22年度分は、証明願申請日までに納期限の到来しているもの） （国保年金課で証明）
<p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○印は、各業者の方が必ず提出するもの。 △印は、必要な業者の方のみが提出するもの。 番号9・10の書類については、複写を認めます。 				

留意事項

- 申請書等の記載内容を確認できない場合、又は提出書類が不足している場合には受付できません。
- この登録制度について、審査後は業者名簿に登録されますが、直ちに発注があるという制度ではありません。なお、新規に登録された方は、当初1年間に入札参加を留保します。
- 提出書類の内容と事実が相違していることが後日に判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。
- 各証明書及び謄本は、発行日から3箇月以内のものを提出してください。
- 使用印鑑届は、実印でなくてもよいが、入札及び見積りの参加並びに契約の締結、代金の請求・受領等に使用することとなるので十分留意してください。
- 書類を訂正する場合がありますので、できれば実印又は使用印鑑を持参してください。
- 納税証明書の申請には、印鑑（法人の場合には法人印）、納税義務者以外の者が申請をする場合には、納税義務者からの委任状が必要です。なお、納付証明書（市内個人業者のみ）の申請についても同様の手続きが必要です。
- 提出していただいた指名競争入札参加資格審査申請書類は、奈良市情報公開条例に基づき、開示請求があった場合は、開示の対象となります。

別表第2及び様式第1号から様式第8号まで省略
(平成22年12月20日揭示済)

奈良市水道局告示第52号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈

良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成22年12月24日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
大東建設株式会社	代表取締役 山下 善一	奈良県橿原市石原 田町297番地の12	平成22年 12月22日

(平成22年12月24日揭示済)

奈良市水道局管理規程第17号

奈良市水道局文書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年12月27日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

奈良市水道局文書取扱規程の一部を改正する規程奈良市水道局文書取扱規程（平成2年奈良市水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第5条中「昭和56年内閣告示第1号」を「平成22年内閣告示第2号」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

(平成22年12月27日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第24号

奈良市立小学校通学区域について（平成8年奈良市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

平成22年12月17日

奈良市教育委員会

委員長 植松 滋 子

鶴舞小学校通学区域の部分中「中山町西一丁目の一部」の次に「朝日町一丁目の一部」を加え、平城西小学校通学区域の部分中「朝日町一丁目」を「朝日町一丁目の一部」に改める。

附 則

この告示は、平成22年12月18日から施行する。

(平成22年12月17日揭示済)